

臨時部長会議付議事案書（協議）

（令和2年5月26日）

提案課名 公共建築課

報告者名 梅沢 真紀男

事案名	「公共施設保全計画（仮称）」の策定に向けた基本方針（案）について	資料 有												
提案趣旨	<p>公共施設を将来にわたり良好な状態に保ち続けるため、「公共施設保全計画（仮称）」を策定し、予防保全型の計画的な維持管理を実現するとともに、中長期的な維持管理費用を把握するものです。</p> <p>計画の策定にあたり、全庁的な調整を図りながら検討を行うため、次のとおり基本方針を定めるものです。</p>													
概要	<p>【基本方針（案）の構成】（資料1のとおり）</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="304 846 874 1227"> <ol style="list-style-type: none"> 1 位置付け 2 目指す方向性 3 対象建築物・設備 4 計画期間と構成 5 対象保全業務 6 保全費用の算定 7 財源の調整 </td> <td data-bbox="874 846 1458 1227" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">保全計画の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全に関する方針 ・保全対象部位、設備 ・年次計画（維持補修時期） ・保全費用の試算結果 </td> </tr> </table>		<ol style="list-style-type: none"> 1 位置付け 2 目指す方向性 3 対象建築物・設備 4 計画期間と構成 5 対象保全業務 6 保全費用の算定 7 財源の調整 	<p style="text-align: center;">保全計画の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全に関する方針 ・保全対象部位、設備 ・年次計画（維持補修時期） ・保全費用の試算結果 										
<ol style="list-style-type: none"> 1 位置付け 2 目指す方向性 3 対象建築物・設備 4 計画期間と構成 5 対象保全業務 6 保全費用の算定 7 財源の調整 	<p style="text-align: center;">保全計画の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全に関する方針 ・保全対象部位、設備 ・年次計画（維持補修時期） ・保全費用の試算結果 													
経過	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">平成29年度</td> <td>保全計画の策定準備</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">平成30年度</td> <td>7施設のコンクリート劣化度調査を実施</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">令和元年度</td> <td>23施設のコンクリート劣化度調査を実施</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">〃</td> <td>課内検討会及びワーキング等を実施（5月～令和2年3月）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">令和2年度</td> <td>保全計画の内容及び構造体の耐用年数算定法について検討</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">令和2年度</td> <td>計画の策定及び運用支援のためのシステムを発注（4月）</td> </tr> </table>		平成29年度	保全計画の策定準備	平成30年度	7施設のコンクリート劣化度調査を実施	令和元年度	23施設のコンクリート劣化度調査を実施	〃	課内検討会及びワーキング等を実施（5月～令和2年3月）	令和2年度	保全計画の内容及び構造体の耐用年数算定法について検討	令和2年度	計画の策定及び運用支援のためのシステムを発注（4月）
平成29年度	保全計画の策定準備													
平成30年度	7施設のコンクリート劣化度調査を実施													
令和元年度	23施設のコンクリート劣化度調査を実施													
〃	課内検討会及びワーキング等を実施（5月～令和2年3月）													
令和2年度	保全計画の内容及び構造体の耐用年数算定法について検討													
令和2年度	計画の策定及び運用支援のためのシステムを発注（4月）													
今後の進め方	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">令和2年5月</td> <td>対象建築物の構造体の耐用年数の算定結果を関係課に情報提供</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">〃 7月</td> <td>システムを先行稼働して保全費用の算定を開始</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">〃 9月以降</td> <td>財政負担の軽減手法を関係各課と検討、計画素案の作成</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">令和3年1月以降</td> <td>計画素案の報告（部長会議及び議員連絡会等）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">〃 3月</td> <td>計画策定</td> </tr> </table> <p>※ 保全計画で算定した保全費用を「公共施設再配置計画第2期基本計画」に反映し、パブリックコメントを実施する予定であるため、保全計画に対する個別のパブリックコメントは実施しない予定です。</p>		令和2年5月	対象建築物の構造体の耐用年数の算定結果を関係課に情報提供	〃 7月	システムを先行稼働して保全費用の算定を開始	〃 9月以降	財政負担の軽減手法を関係各課と検討、計画素案の作成	令和3年1月以降	計画素案の報告（部長会議及び議員連絡会等）	〃 3月	計画策定		
令和2年5月	対象建築物の構造体の耐用年数の算定結果を関係課に情報提供													
〃 7月	システムを先行稼働して保全費用の算定を開始													
〃 9月以降	財政負担の軽減手法を関係各課と検討、計画素案の作成													
令和3年1月以降	計画素案の報告（部長会議及び議員連絡会等）													
〃 3月	計画策定													

公共施設保全計画（仮称）策定に向けた基本方針（案）

令和 2 年 5 月 2 6 日

都市部公共建築課

1 位置付け

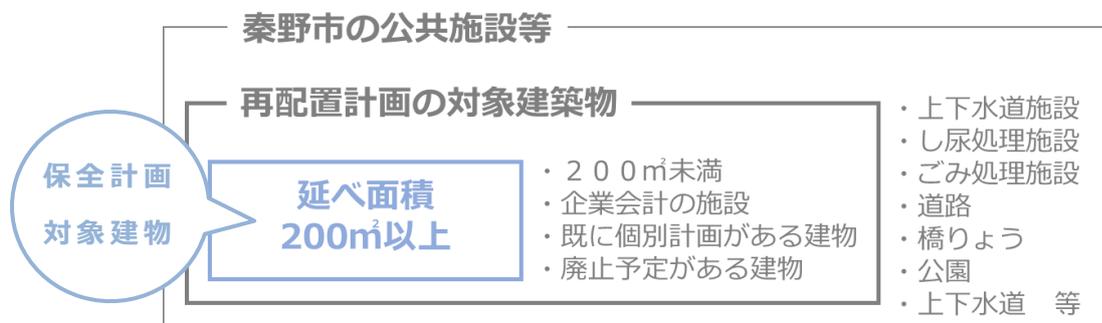
「公共施設等総合管理計画」の基本理念（将来にわたり公共施設サービスを持続可能なものに）を実現するための視点として定められた計画的な施設整備の具体的な取組を計画として整理し、「公共施設再配置計画」で示されている計画的維持補修の実施の内容を担うもの。

2 目指す方向性

建築物を更新時期まで良好な状態で使い続けるために、経済性に配慮した計画的な維持補修を実現し、公共施設の中長期的な集約化の方向性等を定める基礎資料となる計画を目指す。

3 対象建築物・設備

「公共施設再配置計画」で対象とする公共施設のうち、延べ面積が 200 m²以上の建築物（建築設備を含む）を原則とする。



ただし、企業会計の建築物、既に個別計画が策定済みの建築物、廃止予定の建築物については、対象外とする。

4 計画期間

計画期間	40年間（2021年から2060年）
構成	総合計画及び再配置計画の10年間の基本計画と整合を図るため、10年ごとに区切った期間において維持補修を実施する施設及び事業費等を取りまとめる。

なお、計画の見直しについては、社会情勢や財政状況の変化、関連計画の見直しに応じ、実施する。

5 対象保全業務

建築物及び設備に対する保全業務のうち「改修」を対象とする。

建物のライフサイクル



※「保全業務」とは、建築物の完成から解体まで性能や機能を良好な状態に保つこと。

6 保全費用の算定

- (1) 建築物の構造躯体が耐用年数に達したと考えられる状態（物理的耐用年数に近い状態）を定義して、その状態に達する年数を推定し、関係各課と目標使用年数について協議、検討を行い、各建築物の使用期間を定めて費用を算定する。
- (2) 建築物ごとの保全対象部位と設備を選定し、維持補修時期及び概算費用の検討を行い、使用期間内の保全費用を積み上げる。
- (3) 保全手法を検討して、経済的かつ効果的な維持補修を行う。
- (4) 計画策定以降の改良保全是、維持補修の内容及び時期を推定することが困難なため、費用算定の対象外とする。

保全手法の分類

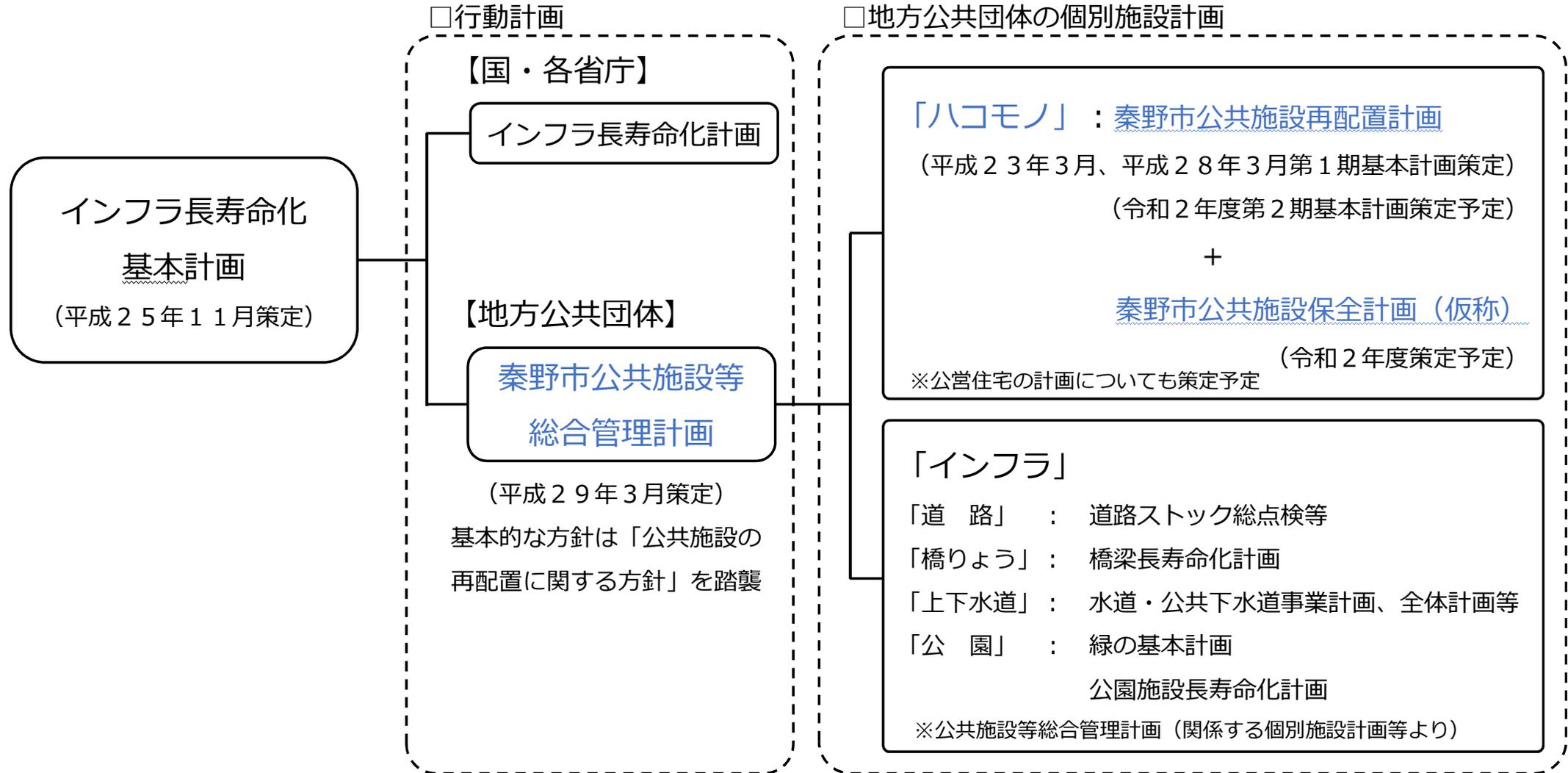


※「予防保全型」とは、危機管理すべきものは計画的に更新し、重大な被害が発生しないものは点検や監視を行いながら改修すること。

7 財源の調整

保全費用を算定後に財源が不足する場合は、維持すべき建築物の状態の検討、集約化の時期、事業費の平準化及び保全対象としない建築物の選別等の財政負担の軽減手法について、関係各課と調整を行う。

総務省が示す個別施設計画の体系図



□保全計画対象建築物(案)

大分類	中分類	施設名称	建物名称	構造	階数	竣工年	築年数			
学校教育	小学校	本町小学校	教室棟	RC	4	1981年	築39年			
			屋内運動場棟	RC(S)	2	1981年	築39年			
			管理教室棟	RC(S)	3	1988年	築32年			
		南小学校	C棟(倉庫)	RC	2	1957年	築63年			
			教室棟	RC	1	1956年	築64年			
			教室棟	RC	4	1975年	築45年			
		東小学校	管理教室棟	RC	4	1979年	築41年			
			屋内運動場棟	RC(S)	2	1981年	築39年			
			給食調理棟	RC	B1+2	1979年	築41年			
		北小学校	教室棟	RC	3	1975年	築45年			
			屋内運動場棟	RC	3	1980年	築40年			
			管理教室棟	RC	4	1992年	築28年			
		大根小学校	渡り廊下	RC	3	1992年	築28年			
			教室棟	RC	3	1971年	築49年			
			教室棟	RC	3	1976年	築44年			
		西小学校	管理教室棟	RC	3	1982年	築38年			
			屋内運動場棟	RC	2	1995年	築25年			
			教室棟	RC	3	1973年	築47年			
		上小学校	管理教室棟	RC	4	1978年	築42年			
			屋内運動場棟	RC(S)	2	2001年	築19年			
			教室棟、給食調理室	RC	4,1	1978年	築42年			
		広畑小学校	屋内運動場棟	RC	2	2001年	築19年			
			教室棟	RC	3	1973年	築47年			
			管理教室棟	RC	4	1978年	築42年			
		末広小学校	屋内運動場棟	RC(S)	2	1979年	築41年			
			教室棟	RC	3	1973年	築47年			
			管理教室棟	RC	4	1978年	築42年			
		洪沢小学校	屋内運動場棟	RC(S)	2	1981年	築39年			
			教室棟、管理教室棟	RC	2	1992年	築28年			
			管理教室棟	RC	4	1975年	築45年			
		南が丘小学校	屋内運動場棟	RC(S)	2	1975年	築45年			
			教室棟	RC	4	1975年	築45年			
			給食調理室	RC	1	1975年	築45年			
		末広小学校	教室棟	RC	3	1975年	築45年			
			管理教室棟、ワゴン室、給食棟	RC,S	3,1,2	1975年	築45年			
			屋内運動場棟	RC(S)	2	1976年	築44年			
		末広小学校	教室棟	RC	3	1978年	築42年			
			教室棟	RC	4	1977年	築43年			
			屋内運動場棟	RC(S)	2	1977年	築43年			
		南が丘小学校	教室棟	RC	2	1981年	築39年			
			管理教室棟、給食調理室	RC	4,1	1977年	築43年			
			教室棟、管理教室棟	RC	4	1982年	築38年			
		堀川小学校	教室棟	RC	4	1989年	築31年			
			屋内運動場棟	RC	3	1982年	築38年			
			給食調理室	RC	1	1982年	築38年			
		鶴巻小学校	管理教室棟	RC	4	1982年	築38年			
			屋内運動場棟	RC	3	1982年	築38年			
			管理教室棟+教室棟	RC	4	1983年	築37年			
		中学校	中学校	本町中学校	屋内運動場棟	RC	3	1983年	築37年	
					管理教室棟	RC	3	1986年	築34年	
	武道場				RC	1	1986年	築34年		
	南中学校			教室棟	RC	3	1987年	築33年		
				屋内運動場棟	RC	2	1999年	築21年		
				教室棟	RC	3	2011年	築9年		
	東中学校			(昇降口)	RC	3	2012年	築8年		
				教室棟	RC	4	1979年	築41年		
				教室棟	RC	2	1989年	築31年		
	北中学校			管理教室棟	RC	4	1989年	築31年		
				屋内運動場棟	RC	2	2000年	築20年		
				管理教室棟	RC	4	1985年	築35年		
	大根中学校			教室棟	RC	3	1990年	築30年		
				屋内運動場棟	RC(S)	2	2009年	築11年		
				管理教室棟	RC	4	1984年	築36年		
	西中学校			屋内運動場棟(体育館)	RC	2	1986年	築34年		
				屋内運動場棟(武道場)	RC	1	1986年	築34年		
				教室棟	RC	4	1988年	築32年		
	南が丘中学校			教室棟	RC	4	1975年	築45年		
				管理教室棟	RC	4	1980年	築40年		
				教室棟	RC	3	1987年	築33年		
	洪沢中学校			武道場	RC	1	1987年	築33年		
				屋内運動場棟	RC	2	1993年	築27年		
				教室棟	RC	3	1969年	築51年		
	鶴巻中学校			多機能型体育館(西公民館複合)	RC(S)	2	2020年	築0年		
				管理教室棟	RC	4	1974年	築46年		
				教室棟	RC	4	1980年	築40年		
	南が丘中学校			管理教室棟、教室棟	RC	4	1982年	築38年		
				屋内運動場棟	RC	2	1982年	築38年		
				(増築 教室棟)	RC	4	1990年	築30年		
	洪沢中学校			教室棟	RC	4	1984年	築36年		
				管理教室棟	RC	4	1984年	築36年		
				屋内運動場棟	RC	2	1985年	築35年		
	鶴巻中学校			クラブハウス	S	2	1992年	築28年		
				管理教室棟	RC	4	1986年	築34年		
				武道場	RC	1	1986年	築34年		
	幼稚園			幼稚園	本町幼稚園	屋内運動場棟	RC	2	1987年	築33年
						教室棟	RC	1	1962年	築58年
					南幼稚園	教室棟	RC	2	1985年	築35年
						(管理教室棟、教室棟)	RC	2	1994年	築26年
					東幼稚園	管理教室棟	RC	2	1970年	築50年
						教室棟	RC	2	1974年	築46年
					北幼稚園	管理教室棟、教室棟	RC	2	1974年	築46年
						管理教室棟	RC	2	1977年	築43年

大分類	中分類	施設名称	建物名称	構造	階数	竣工年	築年数
		西幼稚園	教室棟	RC	1	1967年	築53年
		旧上幼稚園	教室棟	RC	2	1976年	築44年
		ほりかわ幼稚園	管理教室棟(コミュニティルームつばさ)	RC	2	1979年	築41年
		ほりかわ幼稚園	管理教室棟	RC	2	1982年	築38年
生涯学習	公民館等	上公民館	上公民館	RC	2	1993年	築27年
		南公民館	南公民館	RC(S)	2	1970年	築50年
		北公民館	北公民館	RC(S)	2	2000年	築20年
		大根公民館	大根公民館	RC(S)	B1+2	1979年	築41年
		東公民館	東公民館	RC	2	1981年	築39年
		鶴巻公民館	鶴巻公民館	RC(S)	B1+2	1990年	築30年
		洗沢公民館	洗沢公民館	RC(SRC)	B1+2	1995年	築25年
		本町公民館	本町公民館	RC	2	1996年	築24年
		南が丘公民館	南が丘公民館	RC	B1+2	1997年	築23年
		堀川公民館	堀川公民館	RC	2	2005年	築15年
		ほうらい会館	ほうらい会館	RC	2	1980年	築40年
	青少年	はだのこども館	はだのこども館	RC	3	1973年	築47年
		表丹沢野外活動センター	活動棟	W	1	2007年	築13年
			研修棟	W	2	2007年	築13年
		曲松児童センター	曲松児童センター	S	3	2001年	築19年
		戸川児童館	戸川児童館	W	2	2001年	築19年
		堀川児童館	堀川児童館	W	1	1987年	築33年
	文化・芸術・歴史	文化会館	文化会館	RC,SRC,S	B2+3	1980年	築40年
		図書館	図書館	RC	B1+2	1985年	築35年
		桜土手古墳展示館	桜土手古墳展示館	RC	B1+1	1990年	築30年
		宮永岳彦記念美術館	宮永岳彦記念美術館	S	1	2001年	築19年
	スポーツ・健康	カルチャーパーク総合体育館	カルチャーパーク総合体育館	RC,SRC,S	B1+3	1996年	築24年
		サンライフ鶴巻	サンライフ鶴巻	RC(S)	2	1987年	築33年
		カルチャーパーク	陸上競技管理棟	S	1	2009年	築11年
			野球場本部席及び観覧席	RC	2	1987年	築33年
			管理事務所	W	2	2016年	築4年
		おおね公園	水泳場	S	B1+1	2002年	築18年
		中野健康センター	中野健康センター	S	1	2002年	築18年
		はだの丹沢クライミングパーク	ボルダリング施設	S	1	2020年	築0年
庁舎等	庁舎	市役所	本庁舎	RC	B1+5	1969年	築51年
			西庁舎+渡り廊下	RC	3	1981年	築39年
			東庁舎	S	2	1990年	築30年
			教育庁舎(賃貸借)	S	3	2016年	築4年
			本庁舎付属棟	S	2	1970年	築50年
			本庁舎立体駐車場	S	2	1991年	築29年
		消防本部	消防庁舎(訓練塔あり)	RC	3	1984年	築36年
		西分署	西分署(訓練塔あり)	RC	3	2019年	築1年
		大根分署	大根分署	RC	2	1977年	築43年
		南分署	南分署(訓練塔あり)	RC	3	1993年	築27年
		鶴巻分署	鶴巻分署(訓練塔あり)	RC(S)	2	2000年	築20年
		環境資源センター事務所	事務所	S	2	1978年	築42年
			バックカー駐車場	S	1	1979年	築41年
	倉庫	新町倉庫	第一倉庫	S	1	2013年	築7年
			第二倉庫	S	1	2017年	築3年
	その他	秦野駅北口自転車駐車場	秦野駅北口自転車駐車場	S	4	2019年	築1年
福祉	保育・子育て	すえひろこども園	管理教室棟	RC	2	1975年	築45年
			教室棟	S	2	2007年	築13年
		つるまきこども園	管理教室棟	RC	2	1983年	築37年
			教室棟	S	2	2007年	築13年
		ひろはたこども園(小規模増築あり)	教室棟、管理教室棟	RC	2	1972年	築48年
			教室棟	RC	2	1975年	築45年
		しづさわこども園(小規模増築あり)	管理教室棟	RC	2	1976年	築44年
			教室棟	RC	2	1978年	築42年
		みどりこども園(小規模増築あり)	管理教室棟	RC	2	1973年	築47年
		なでしこ第2保育園	なでしこ第2保育園	RC	2	1977年	築43年
		南小学校児童ホーム	児童ホーム(賃貸借)	S	2	2016年	築4年
		末広小学校児童ホーム	児童ホーム(賃貸借)	S	2	2015年	築5年
	高齢者	広畑ふれあいプラザ(旧広畑小校舎)	広畑ふれあいプラザ	RC	4	1980年	築40年
		末広ふれあいセンター	末広ふれあいセンター	S	2	2003年	築17年
	その他	保健福祉センター	建屋	SRC	B1+4	1998年	築22年
			屋外駐車場	S	2	1998年	築22年
観光・産業	観光	鶴巻温泉弘法の里湯	鶴巻温泉弘法の里湯	RC	2	2001年	築19年
		名水はだの富士見の湯	名水はだの富士見の湯	RC	2	2017年	築3年
	産業振興	田原ふるさと公園(農畜産物処理加工施設)	田原ふるさと伝承館	W	2	2000年	築20年
		里山ふれあいセンター	里山ふれあいセンター	W	1	2001年	築19年
公営住宅		市営洗沢住宅	市営洗沢住宅	RC	5	1981年	築39年
		市営薬師原団地	A棟	RC	5	1992年	築28年
			B棟	RC	5	1994年	築26年
		市営入船団地	市営入船団地	RC	5	1999年	築21年
		※ミライエ秦野	ミライエ秦野	RC	6	1976年	築44年
建設管理	農業廃水	排水機場	鶴巻排水機場	RC	1	1981年	築39年
下水	雨水処理	※大根川ポンプ場	大根川ポンプ場	RC	2	2012年	築8年

※既に個別計画を策定済みのため金額のみ反映予定

87施設

167棟

RC:鉄筋コンクリート造
S:鉄骨造
W:木造
SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造

B:地下

令和2年6月秦野市議会第2回定例会提出議案等一覧表

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
1	議案第29号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市手数料条例の一部を改正することについて</p>	財政課 戸籍住民課	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなることに伴い、再交付手数料に関する規定を削除するため、改正するもの</p> <p>施行日 公布の日</p>
2	議案第30号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正することについて</p>	生涯学習課	<p>秦野市立桜土手古墳展示館を総合的な歴史博物館へ移行することに伴い、施設の名称を「はだの歴史博物館」に改め、収集等を行う資料を「秦野市桜土手古墳群」から「秦野の歴史と文化」に拡充するため、改正するもの</p> <p>施行日 令和2年11月1日</p>
3	議案第31号	<p>条例一部改正</p> <p>秦野市介護保険条例の一部を改正することについて</p>	高齢介護課	<p>介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、市町村民税非課税世帯における介護保険料の軽減措置の対象となる第1号被保険者の保険料率を引き下げるため、改正するもの</p> <p>施行日 公布の日</p>
4	議案第32号	動産の取得について	契約検査課 警防課	消防署西分署に新たに配置する化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）を購入するもの

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
5	議案第33号	専決処分の承認について	財政課	新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度秦野市一般会計補正予算（第2号）を早急に定める必要があったため、専決処分したものの専決処分日 令和2年5月19日 歳入歳出補正額 278,519千円
6	議案第34号	令和2年度秦野市一般会計補正予算（第3号）を定めることについて	財政課	歳入歳出補正見込額 51,380千円
7	議案第35号	令和2年度秦野市一般会計補正予算（第4号）を定めることについて	財政課	歳入歳出補正見込額 652,653千円
8	議案第36号	令和2年度秦野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて	高齢介護課	歳入予算の補正（財源更正）
9	報告第4号	令和元年度秦野市一般会計継続費繰越計算書	財政課	繰越額 782,833,000円 内訳 西中学校体育館等施設整備事業費 （委託料、工事請負費）
10	報告第5号	令和元年度秦野市一般会計繰越明許費繰越計算書	財政課	繰越額 2,165,239,819円 内訳 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型） （補助金） 6,034,000円 ほかに14件

No.	議案等番号	件名	担当課	説明
11	報告第6号	令和元年度秦野市水道事業会計予算繰越計算書	経営総務課	繰越額 54,455,000円 内訳 導水管送水管耐震化事業費（戸川猿渡導水管改良工事） （工事請負費）
12	報告第7号	令和元年度秦野市公共下水道事業会計継続費繰越計算書	経営総務課	繰越額 315,000,000円 内訳 浄水管理センター改築事業費（汚泥処理棟） （委託料）
13	報告第8号	秦野市土地開発公社の経営状況について	財産管理課	地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度事業計画及び令和元年度決算に関する書類を提出するもの
14	報告第9号	公益財団法人秦野市スポーツ協会の経営状況について	スポーツ推進課	地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度事業計画及び令和元年度決算に関する書類を提出するもの
15	報告第10号	一般財団法人秦野市学校保全公社の経営状況について	教育総務課	地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度事業計画及び令和元年度決算に関する書類を提出するもの

令和2年度秦野市一般会計補正予算（第2号）総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	
15 国庫支出金	25,388,417	163,309	25,551,726	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金（負担率3/4） 12,629 保育対策総合支援事業費補助金（補助率10/10） 10,619 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 140,061
19 繰入金	1,046,826	114,210	1,161,036	財政調整基金繰入金 114,210
20 繰越金	500,000	1,000	501,000	前年度繰越金 1,000
計	67,274,147	278,519	67,552,666	

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
				国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他	一般財源
2 総務費	5,276,590	10,000	5,286,590	10,000						
3 民生費	40,258,965	33,458	40,292,423	29,248						4,210
4 衛生費	4,050,542	70,537	4,121,079	70,537						
6 商工費	1,271,967	36,000	1,307,967	36,000						
7 土木費	5,965,238	111,010	6,076,248	1,010						110,000
8 消防費	2,217,383	6,194	2,223,577	6,194						
9 教育費	3,963,518	11,320	3,974,838	10,320						1,000
計	67,274,147	278,519	67,552,666	163,309	0	0	0	0	0	115,210

補正予算の内容

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳						備考	
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他		一般財源
(歳出) 2 総務費 02 01 02 060 001	人事管理事務費 【人事課】	10,000	10,000							0 内定取り消しや雇止めにより職を失った市民を会計年度任用職員として雇用するもの
小計		10,000	10,000							
3 民生費 03 01 01 130 001	生活困窮者自立支援事業費 【生活支援課】	16,839	12,629						4,210	生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、離職又は廃業した場合に支給する住居確保給付金の対象が、住居を失うおそれのある場合にも拡大されたため、増額するもの
03 01 01 190 001	社会福祉施設等支援事業費 【地域共生推進課】	500	500						0	社会福祉協議会施設部会（児童分野）におけるマスク、消毒液、使い捨て手袋等の消耗品不足の解消を図るもの
03 01 02 160 001	障害福祉施設等支援事業費 【障害福祉課】	2,500	2,500						0	障害者施設におけるマスク、消毒液、使い捨て手袋等の消耗品不足の解消を図るもの
03 01 03 150 001	高齢介護施設等支援事業費 【高齢介護課】	3,000	3,000						0	高齢者施設におけるマスク、消毒液、使い捨て手袋等の消耗品不足の解消を図るもの
03 02 02 020 001	民間保育所等運営費補助金 【保育こども園課】	10,619	10,619						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、民間保育所等が購入したマスク等の物品に係る経費の一部を支援するもの
小計		33,458	29,248						4,210	
4 衛生費 04 01 01 130 001	秦野赤十字病院緊急医療体制支援事業費 【健康づくり課】	50,000	50,000						0	新型コロナウイルス感染症対策として秦野赤十字病院によって行っている発熱外来の設置に対し、そのために必要となる人件費や設備、医療機器などに係る経費の一部を支援するもの
04 01 01 140 001	看護師等確保事業費 【健康づくり課】	5,000	5,000						0	新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、専任の看護師を緊急に雇用した医療機関を支援するもの
04 01 02 010 001	乳幼児健康診査費 【こども家庭支援課】	2,937	2,937						0	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月から休止している集団方式の乳幼児健康診査を一時的に医療機関へ委託するもの
04 01 02 030 002	感染症対策事業費 【健康づくり課】	12,600	12,600						0	除菌水を市民へ配布するため、生成機を全ての公民館及び広畑ふれあいプラザに配置するもの。また、秦野伊勢原医師会によるPCR検査体制の整備のための経費の一部を支援するもの
小計		70,537	70,537							

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳						備考	
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他		一般財源
6 商工費 06 01 02 190 001	宅配・テイクアウトサービス支援事業費 【産業振興課】	30,000	30,000						0	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、飲食店等の売上低迷が続く中、顧客サービスの提供及び事業継続に向けて宅配・テイクアウトサービスを行っている事業者に対し、その経費の一部を支援するもの
06 01 02 200 001	雇用調整助成金活用支援補助金 【産業振興課】	6,000	6,000						0	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業信用保険法に基づく中小企業者が雇用調整助成金を申請するに当たり、その手続きについて社会保険労務士を活用した時の経費の負担軽減を図るもの
小計		36,000	36,000							
7 土木費 07 04 01 070 001	公共交通推進事業費 【交通住宅課】	1,010	1,010						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公共交通事業者である、鉄道、バス、タクシー事業者のマスク不足の解消を図るもの
07 04 01 130 001	水道事業会計補助金 【財政課】	110,000							110,000	新型コロナウイルス感染症対策として水道料金の減額に伴い、その一部を一般会計において補助するもの
小計		111,010	1,010						110,000	
8 消防費 08 01 05 030 003	避難所環境整備事業費 【防災課】	6,194	6,194						0	避難所の感染症対策として、マスクや感染防止手袋、非接触型体温計等を整備するもの
小計		6,194	6,194							
9 教育費 09 02 02 020 003	準要保護児童給食費扶助費 【学校教育課】	10,320	10,320						0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための小学校の休業により、経済的な影響を受け、児童を養育している生活困窮世帯に給食費相当額を扶助することで負担軽減を図るもの
09 02 02 020 004	小学校給食事務費 【学校教育課】	1,000							1,000	新型コロナウイルス感染症対策に係る小学校給食の休止に伴い、学校給食用食材のキャンセルにより生じた事業者の損失を補償するもの
小計		11,320	10,320						1,000	
歳出合計		278,519	163,309	0	0	0	0	0	115,210	
(歳入) 19 繰入金 19 01 01 01 01	財政調整基金繰入金	114,210								
20 繰越金 20 01 01 01 01	前年度繰越金	1,000								
一般財源分歳入合計		115,210								

令和2年度秦野市一般会計補正予算（第3号）総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	
15 国庫支出金	25,551,726	25,690	25,577,416	介護保険低所得者保険料軽減負担金（負担率1/2） 25,690
16 県支出金	4,267,706	12,845	4,280,551	介護保険低所得者保険料軽減負担金（負担率1/4） 12,845
20 繰越金	501,000	12,845	513,845	前年度繰越金 12,845
計	67,552,666	51,380	67,604,046	

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
				国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他	一般財源
3 民生費	40,292,423	51,380	40,343,803	25,690	12,845					12,845
計	67,552,666	51,380	67,604,046	25,690	12,845	0	0	0	0	12,845

補正予算の内容

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳						備考	
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他		一般財源
(歳出) 3 民生費 03 01 01 090 001	介護保険事業特別会計繰出金 【高齢介護課】	51,380	25,690	12,845					12,845	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令により、低所得者に対する保険料の軽減措置の減額率を拡大することに伴い不足する財源を補てんするため、介護保険事業特別会計への繰出金を増額するもの
歳出合計		51,380	25,690	12,845	0	0	0	0	12,845	
(歳入) 20 繰越金 20 01 01 01 01	前年度繰越金	12,845								
一般財源分歳入合計		12,845								

他会計

介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	財源更生のみ実施
---------------------	----------

令和2年度秦野市一般会計補正予算（第4号）総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	
15 国庫支出金	25,577,416	609,869	26,187,285	公立学校情報機器整備費補助金（補助率1/2・10/10）377,123（小学校費 251,588、中学校費 125,535） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 232,746
19 繰入金	1,161,036	35,747	1,196,783	財政調整基金繰入金 36,077 北財産区繰入金 △330
20 繰越金	513,845	7,037	520,882	前年度繰越金 7,037
計	67,604,046	652,653	68,256,699	

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
				国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他	一般財源
5 農林費	469,261	△330	468,931					△330		
6 商工費	1,307,967	66,000	1,373,967	66,000						
9 教育費	3,974,838	586,983	4,561,821	543,869						43,114
計	67,604,046	652,653	68,256,699	609,869	0	0	0	△330	0	43,114

補正予算の内容

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	補正額	補正額の財源内訳						備考	
			国庫	県	地方債	寄附金	繰入金	その他		一般財源
(歳出) 5 農林費 05 02 01 080 001	地場産木材活用推進事業費 【環境共生課】	△ 330					△ 330			東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期に伴い、選手村ビレッジプラザへの提供木材の返却時期が延びたため、新たに債務負担行為を設定するとともに、令和2年度予算に計上している運搬業務に関する経費を減額するもの
小計		△ 330					△ 330			
6 商工費 06 01 02 030 003	商業活性化事業費 【産業振興課】	6,000	6,000							新型コロナウイルス感染症の拡大により、商店会等が実施する販売促進事業やイベント事業が中止となったことから、収束後に商業者団体が実施する販売促進の取組に対する支援を拡充し、消費者の購買行動を戻すため、商店街の活性化及び地域消費の喚起を図るもの
06 01 02 210 001	消費者応援・地域消費喚起事業費 【産業振興課】	60,000	60,000							新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の経済振興策として、市民の外食行動に対するキャッシュバック支援を行うことにより、地域消費の喚起を図るもの
小計		66,000	66,000							
9 教育費 09 02 01 030 001	小学校ICT環境整備事業費 【学校教育課】	391,821	363,591						28,230	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、全ての児童に端末を整備するとともに在宅・オンライン学習に必要な通信環境整備を図るもの(GIGAスクール構想の加速)
09 03 01 030 001	中学校ICT環境整備事業費 【学校教育課】	195,162	180,278						14,884	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、全ての児童に端末を整備するとともに在宅・オンライン学習に必要な通信環境整備を図るもの(GIGAスクール構想の加速)
小計		586,983	543,869						43,114	
歳出合計		652,653	609,869	0	0	0	△ 330	0	43,114	
(歳入) 19 繰入金 19 01 01 01 01	財政調整基金繰入金	36,077								
20 繰越金 20 01 01 01 01	前年度繰越金	7,037								
一般財源分歳入合計		43,114								

2 債務負担行為補正(追加)

事項	期間	限度額	備考
東京オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザ木材提供等委託業務費	令和2年度 から 令和3年度	330千円	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期に伴い、選手村ビレッジプラザ木材提供委託業務の期間の延長が必要となったため、新たに債務負担行為を設定するもの

議案第36号 令和2年度秦野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）総括

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

単位：千円

款・項・目・事業	補正前の額	補正額	計
1 保険料	3,106,746	△ 50,301	3,056,445
1 介護保険料	3,106,746	△ 50,301	3,056,445
1 第1号被保険者保険料	3,106,746	△ 50,301	3,056,445
01 現年度分特別徴収保険料	2,685,694	△ 43,674	2,642,020
02 現年度分普通徴収保険料	407,593	△ 6,627	400,966
7 繰入金	2,050,755	50,301	2,101,056
1 一般会計繰入金	1,880,298	51,380	1,931,678
5 低所得者保険料軽減繰入金	73,183	51,380	124,563
01 低所得者保険料軽減繰入金現年度分	73,183	51,380	124,563
2 基金繰入金	239,455	△ 1,079	238,376
1 介護保険給付費等準備基金繰入金	239,455	△ 1,079	238,376
01 介護保険給付費等準備基金繰入金	239,455	△ 1,079	238,376
歳入合計	12,660,000	0	12,660,000

2 補正理由

- (1) 低所得者の第1号被保険者保険料軽減について、令和元年度から一部実施となっている軽減を、令和2年度は完全実施するため、第1号被保険者の保険料歳入が減額となる分について、一般会計から繰り入れるもの。

令和2年6月秦野市議会第2回定例会 主なスケジュール

【本会議・議案審議】

日時	内容	対応
6月8日(月) 午前9時～	議案審議	【対策会議】 1 日時・場所 6月5日(金) 午後1時30分～ 3A会議室 2 発言内容等の聞取り結果の報告 様式に記入し、6月4日(木)午後5時までに総合政策課へメールしてください。 【答弁書の提出】 1 期限 6月5日(金) 午後3時 2 提出方法 総合政策課へデータをメールしてください。

【常任委員会】

日時	内容
6月10日(水) 午前9時30分～	総務常任委員会 予算決算常任委員会・補正予算(総務分科会)
6月11日(木) 午前9時30分～	文教福祉常任委員会 予算決算常任委員会・補正予算(文教福祉分科会)
6月12日(金) 午前9時30分～	環境都市常任委員会 予算決算常任委員会・補正予算(環境都市分科会)

【本会議・一般質問】

日時	内容	対応
6月16日(火) 午前9時～	一般質問	【対策会議】 1 日時・場所 6月11日(木) 午後3時～ 3A会議室 【答弁書の提出】 1 期限 (1) 6月16日(火)開催分 6月12日(金) 午前9時～10時 (2) 6月17日(水)、18日(木)開催分 6月15日(月) 午前9時～10時 2 提出方法 紙原稿11部を女子厚生室へ提出するほか、総合政策課へデータをメールしてください。
6月17日(水) 午前9時～		
6月18日(木) 午前9時～		

臨時部長会議付議事案書（報告）

(令和2年5月26日)

提案課名 消防総務課

報告者名 谷 和之

事案名	消防指令業務共同運用基本構想案について		資料 有
提案趣旨	<p>秦野市・伊勢原市消防指令業務の共同運用は、消防力の効率的な運用や費用面における節減効果等、市民サービスの向上や行財政上の効果について多くの有効性が認められたため、両市で消防指令業務の共同運用を実施することについて、本年4月14日の政策会議で方針決定されました。</p> <p>この決定を踏まえ、消防指令業務の共同運用について基本構想案を策定しましたので、報告するものです。</p>		
概要	<p>【消防指令業務共同運用基本構想案の主な内容】（詳細は資料のとおり）</p> <p>1 消防指令業務の共同運用について</p> <p>(1) 国・県の消防指令業務共同化に係る推進</p> <p>(2) 県内の消防広域化と消防指令センター共同運用状況</p> <p>(3) 消防指令業務の共同運用による効果</p> <p>2 共同運用の実施に向けた方針</p> <p>(1) 消防指令業務共同化の運用開始日</p> <p>(2) 共同消防指令センターの設置、費用負担、配置人員等</p> <p>(3) 消防指令業務の共同化スケジュール</p>		
経過	平成31年2月～	「秦野市・伊勢原市消防指令業務共同運用検討委員会」を設置（検討委員会5回、作業部会6回開催）	
	令和2年3月9日	検討委員会から秦野市長、伊勢原市長へ報告書を提出	
	〃 4月14日	「消防指令業務の共同運用について」政策会議に付議 政策会議以降、基本構想案策定作業に伴う検討委員会を開催（検討委員会1回、総務分科会2回）	
今後の進め方	令和2年6月23日	議員連絡会にて報告（意見聴取：7月29日まで） 市民向けパブリックコメントの実施（7月22日まで）	
	〃 7月末～	「秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約」及び	
	8月上旬	「合意書の締結」について、政策会議に付議	
	〃 8月中旬	合意書の締結	
	〃 9月	令和2年9月第3回市議会定例会に「秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約」の議案を上程	
	〃 10月	協議会の設置（神奈川県知事に協議会設置について届出）	

秦野市・伊勢原市
消防指令業務共同運用基本構想 (案)



令和2年〇月
秦野市・伊勢原市

目 次

	ページ
はじめに	1
第1章 消防指令業務の共同運用について	
1 国・県の消防指令業務共同化に係る推進	1
2 県内の消防広域化と消防指令センター共同運用状況	2
3 秦野市・伊勢原市の消防組織の概要について	2
4 秦野市・伊勢原市の災害件数等について	2
5 消防指令業務の共同運用とは	3
6 消防指令業務の共同運用による効果	4
第2章 共同運用の実施に向けた方針	
1 消防指令業務共同化の運用開始日について	4
2 共同運用の方式について	4
3 共同消防指令センターの設置について	5
4 共同消防指令センターの費用負担について	5～6
5 共同消防指令センター整備に係る初期費用について	7
6 共同消防指令センター運用開始後のランニングコストについて	7
7 共同消防指令センターの配置人員について	8
8 消防指令業務の共同化スケジュールについて	8
参 考 消防指令業務の共同運用 Q&A	9～10

はじめに

消防行政は、高齢化の進展に伴う救急需要の増大、近年頻発する豪雨や発生が懸念される地震等の災害対応、さらに秦野市・伊勢原市においては新東名高速道路における災害・救急活動など、これまで以上に迅速かつ的確で、広域的な対応が求められています。

こうした中、消防指令業務は、消防組織法に基づき、市町村の責任において市町村が管理するものとされ、本市においても単独で消防総合指令システムを整備し運用してきました。

しかし、消防庁では、消防事務の性質に応じた柔軟な連携・協力を強化する必要があることから「市町村の消防の連携・協力の基本方針」を示し、県下では、消防の指令業務の共同化が進んでいます。

平成30年11月に秦野市長、伊勢原市長による「秦野市・伊勢原市消防指令業務の共同運用に係る会議」において、両市による消防指令業務の共同運用について検討することが確認され、これまで検討を進めてきました。

その結果、消防力の効率的な運用や費用面における節減効果など、市民サービスの向上や行財政上の効果について、多くの有効性が認められました。

この基本構想は、これまでの検討を踏まえ、両市の消防指令業務の共同運用を実施する方針として策定するものです。

第1章 消防指令業務の共同運用について

1 国・県の消防指令業務共同化に係る推進

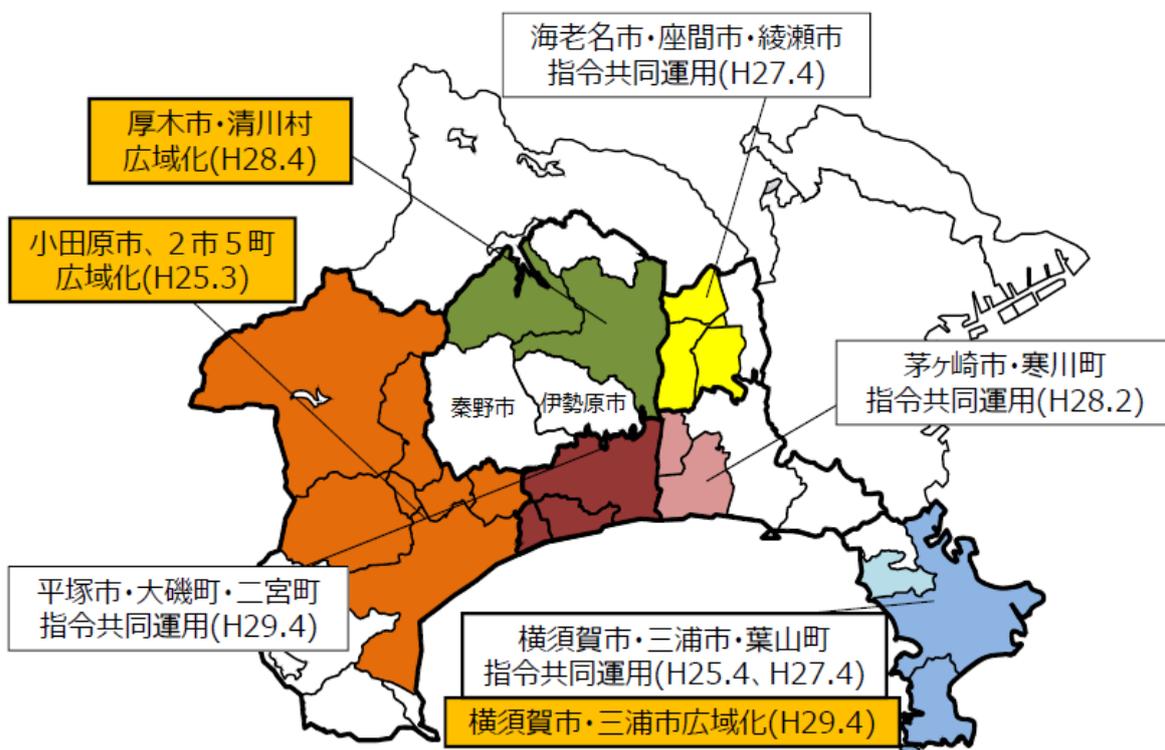
人口減少の進行により、人的、財政的な資源に限られている一方で、消防は、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、火山災害、テロ災害等の複雑化・多様化する災害に適切かつ確実に対応し、今後も人的、財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な体制を整備・確立していく必要があります。

消防庁では、常備消防体制の整備・確立を図るため「消防の広域化」を推進してきましたが、一方で、組織の統合に向けた調整が困難であるなど、実現にはなお時間を要する地域もあり、消防事務の性質に応じた柔軟な連携・協力を強化する必要があるとされています。

高機能消防指令センターの共同運用は、消防の広域化につながる効果が特に大きいことから、国では、共同運用を行う地方公共団体への手厚い財政支援を講じています。

また、神奈川県においても「消防の広域化」に向けたステップとして積極的な支援により、消防指令業務共同化の実現に向け取り組んでいます。

2 県内の消防広域化と消防指令センター共同運用状況



3 秦野市・伊勢原市の消防組織の概要について

令和2年4月1日現在

自治体名	管轄面積 (k m ²)	管轄人口 (人)	署 (数)	分署 (数)	職員数 (人)	車両動態管理システム 設置車両(台)		
						消防車	救急車	計
秦野市	103.76	164,498	1	4	198	11	7	18
伊勢原市	55.56	102,046	1	2	128	10	5	15
合計	159.32	266,544	2	6	326	21	12	33

※ 人口：平成27年度国勢調査確定値に毎月の住民基本台帳登録の異動を加えた推計値

4 秦野市・伊勢原市の災害件数等について

令和元年中(2019年中)

項目	秦野市	伊勢原市	合計
火災件数	26	27	53
救急件数	8,399	5,371	13,770
救助件数	97	109	206
119番件数	11,269	6,665	17,934

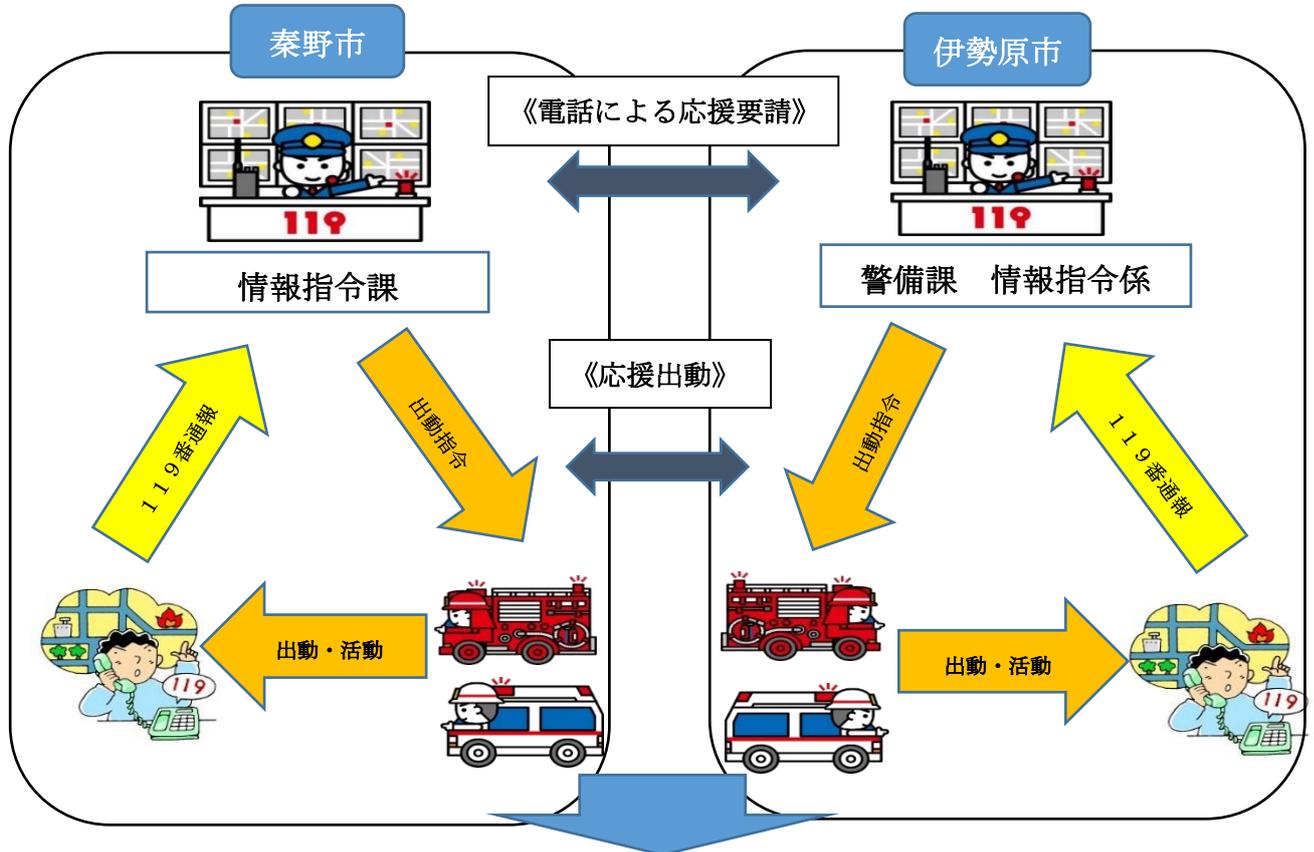
※ 伊勢原市の救助件数は、大山登山道の山岳救助を含みます。

5 消防指令業務の共同運用とは

「消防指令業務の共同運用」とは、複数の消防本部における消防指令業務を1か所の指令センターにおいて共同で運用することです。

(1) 消防指令業務の単独運用イメージ（現在）

※ 両市それぞれが指令センターで、消防指令業務を行っています。



(2) 消防指令業務の共同運用イメージ



6 消防指令業務の共同運用による効果

秦野市と伊勢原市は市域が隣接し生活圏が密着していることに加え、道路交通網が確立されており、スムーズな応援・受援体制をとることができるなど、消防指令業務の共同運用により消防活動全般において多くの効果が期待できます。

(1) 市民サービスの向上

ア 災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制の確立ができます。

イ 救急車が市外医療機関に搬送し、帰署途上で災害現場に遭遇した場合など最先着できる隊に出動指令を行う「直近指令」が可能となります。

ウ 出動可能な隊がなくなった場合に市境に面した地域等においては、他市消防本部の隊に直接出動指令を行うことが可能となります。

(2) 行財政上の効果

消防指令センターを共同で運用することで、施設整備や維持管理費等の低減化を図ることができます。

また、指令員の効率的な配置により、体制を強化する部署への人員配置が可能となります。

第2章 共同運用の実施に向けた方針

1 消防指令業務共同化の運用開始日について

現在、両市で運用している指令システムの更新予定時期は、ともに令和7年3月末日としているため、共同運用の開始時期は令和7年4月1日(2025年度)とします。

※ 一般的には、消防指令システム運用開始後5年で総合的なオーバーホール、10年で使用限界として全部更新となります。

2 共同運用の方式について

消防指令業務の共同運用の方式については、国からの通知により「事務の委託」、「機関等の共同設置」、「協議会」の3つの方式が示されています。

秦野市と伊勢原市の消防指令業務共同運用は、先行事例が最も多く、職員の身分の変更や権限の移動が必要なく、協議会として行った業務は、それぞれの市が行った業務として効力を有することなどから、協議会による共同運用とします。

※ 共同運用の方式は、「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」(平成17年7月15日付け 消防消第141号 消防長次長通知)によるもの

県内の消防指令業務の共同化先行事例

番号	共同消防指令センター	共同運用の方式	供用開始
1	横須賀市・三浦市・葉山町	協議会	平成27年4月1日
2	海老名市・座間市・綾瀬市	協議会	平成27年4月1日
3	茅ヶ崎市・寒川町	事務委託	平成28年2月15日
4	平塚市・大磯町・二宮町	協議会	平成29年4月1日

※ 茅ヶ崎市・寒川町は、令和4年4月から消防の広域化を実施する予定です。

3 共同消防指令センターの設置について

消防指令業務の共同運用をする場合は、一元化した共同消防指令センターの整備が必要となります。この場合、消防指令業務共同化の運用開始（令和7年4月1日予定）までに着実に整備をするるとともに、共同消防指令センターは、用地の確保や既存施設を利用し費用を抑制するという観点から、秦野市消防本部の敷地内に設置することとします。

4 共同消防指令センターの費用負担について

共同消防指令センターを整備する場合の費用負担の考え方として、人口比による方法、単独整備費に応じて負担する方法等が考えられますが、按分については両市で協議し、規約で決定していきます。

(1) 使用する設備の費用負担について

両市が共同で使用する設備（施設を含む）の整備費用については、両市で定める按分方法により費用を負担し、個々の市で使用する設備は、使用する市で全額負担することを原則とします。

(2) 共同で使用する設備の整備費用の按分方法について

整備費用の按分方法として、他市先行事例では人口による按分、構成自治体それぞれが単独で整備した場合の単独整備費割による按分、災害件数等を考慮した按分などを採用しています。

秦野市・伊勢原市の按分方法は、次のとおりとします。

ア 119番受信件数

両市における119番要請による機器負担率を考慮すること。

119番通報の年間受信件数と割合

(平成30年中)

自治体名	件数 (件)	割合 (%)
秦野市	12,234	63.5
伊勢原市	7,039	36.5
合 計	19,273	100.0

イ 市の責任

消防組織法に基づく市町村の責任として、消防指令体制を整備し、消防総合指令システムを整備すること。

ウ 負担割合の考え方

「119番受信件数」と「市の責任」という要素があり、この2つの要素の重要度は等しいものと考えます。

また、両市の119番受信件数が管轄人口に比例していることから「人口割」を用いることとし、市の責任は、それぞれの市が単独で整備する「単独整備費割」を用いることとします。したがって、共同で使用する共同消防指令センター及び設備に係る負担率は、人口割2分の1、単独整備費割2分の1とし、財政支出の適正かつ透明性を確保します。

人口割50%・単独整備費割50%（試算）

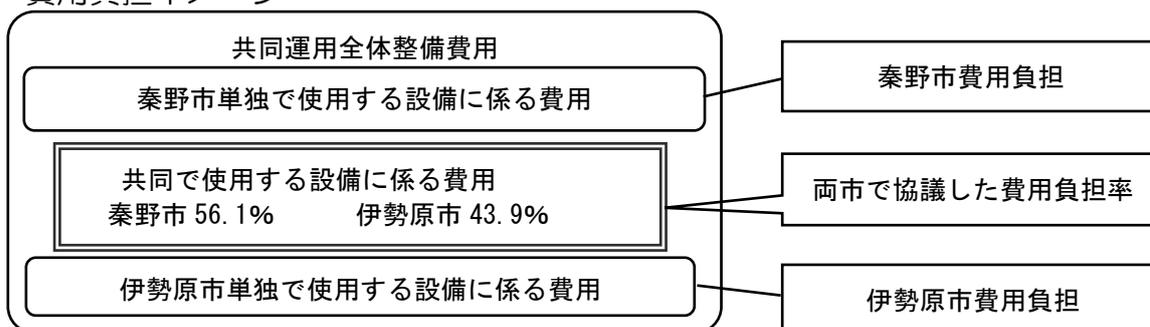
按分方法		秦野市	伊勢原市	合計
人口割 (平成27年国勢調査)	人口(人)	167,378	101,514	268,892
	割合(%)	62.2	37.8	100
換算割合50%		31.1	18.9	50
単独整備費割	金額(千円)	396,040	396,040	792,080
	割合(%)	50.0	50.0	100
換算割合50%		25.0	25.0	50
費用負担率(%)		56.1	43.9	100

※1 人口：平成27年度国勢調査

※2 単独整備費は国庫補助金の基準額で算定

※3 人口割については、毎年度の実績にて変更するもの

費用負担イメージ



先行都市における整備費用の按分事例

番号	協議会名称等	按分方法
1	海老名、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会	単独整備費割 100%
2	茅ヶ崎市への寒川町消防指令業務の事務委託	人口割 50%・単独整備費割 50%
3	平塚市・大磯町・二宮町消防通信指令事務協議会	人口割 50%・単独整備費割 50%
4	富士市・富士宮市消防通信指令事務協議会	人口割 50%・均等割 50%
5	尾道市・三原市消防通信指令事務協議会	人口割 100%

5 共同消防指令センター整備に係る初期費用について

共同消防指令センターの施設建設、消防総合指令システム及び消防救急デジタル無線設備を両市が共同で整備していくことで、費用の抑制を図ります。

(1) 共同消防指令センター施設整備費用【試算】

共同消防指令センターの規模

建築面積	約400㎡
主な施設	指令室、事務室、機械室、仮眠室、食堂、トイレ等
整備費用	330,000千円

※ 事業費は、秦野市都市部公共建築課にて積算

(2) 消防指令システム、消防救急デジタル無線設備整備費用【試算】

(単位：千円)

自治体名	項目	① 単独整備	② 共同整備	③ 効果額(①-②)
秦野市	指令システム・無線設備	1,020,000	751,740	268,260
伊勢原市	指令システム・無線設備	800,000	588,260	211,740
合 計		1,820,000	1,340,000	480,000

約 26.3% 節減効果

6 共同消防指令センター運用開始後のランニングコストについて

消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備については、保守委託業務及びオーバーホール等のランニングコストが発生しますが、両市で共同して整備することで、維持管理費用の削減を図ります。

消防指令システムのランニングコスト（令和7年度から令和16年度の10年間）【試算】

(単位：千円)

自治体名	項目	単独での運用	② 共同運用	効果額(①-②)
秦野市	指令システム・無線設備	973,000	1,324,000	297,000
伊勢原市	指令システム・無線設備	648,000		
① 合 計		1,621,000		

約 18.3% の節減効果

7 共同消防指令センターの配置人員について

協議会方式による消防指令業務の共同運用を行うと、両市の通信指令員を共同消防指令センターへ派遣することになります。

消防指令センターを1か所に統合することで、指令員を効率的に配置し、消防指令業務を兼任していた現場要員を専従化させ、消防力の強化を図ります。

現 状		③ 現状配置 (①+②)	④ 共同後配置	⑤差引 (③ - ④)
① 秦野市	② 伊勢原市			
15人	10人	25人	22人	▲3人

8 消防指令業務の共同化スケジュールについて

令和2年度(2020年度)に両市による協議会を設立。令和3年度(2021年度)から共同指令センターを整備し、令和7年度(2025年度)から運用開始を計画しています。

年度 項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
協議会	協議会設立					→
共同消防 指令センター		基本・実施 設計	施工	完成		共同運用 開始
消防総合指令 システム 消防救急デジ タル無線設備			基本・実施 設計	施工	完成	

参 考 消防指令業務の共同運用 Q&A

Q1 協議会による共同運用とは？

A1 地方自治法第 252 条の 2 の規定に基づき、「地方自治体の事務の一部を共同で処理するための組織です。

事務を共同処理するための組織のため、法人格や財産権を持たず、そこで勤務する職員も共同処理を行う自治体相互から派遣するものです。

イメージとしては、本来自治体が処理しなければならない固有事務を、参画する自治体間で互いに共同して処理するため、協議により規約に定めるなどして円滑に処理するためのルール作りを行い、その内容について市議会での議決を受け、また、神奈川県へ届け出るといったものです。

Q2 秦野市・伊勢原市両市の消防体制に影響がでることはないのか？

A2 消防指令業務の共同運用は、消防業務のうち指令業務のみを共同運用するものです。

共同運用した場合でも、消防の管轄区域はそれぞれの市の区域となります。

また、救急車が市外医療機関に搬送し、帰署途上で災害現場に遭遇した場合など最先着できる隊に出動指令を行う「直近指令」が可能となることや、出動可能な隊がなくなった場合に市境に面した地域においては、他市消防本部の隊に直接出動指令を行うことが可能となります。

市域を越えて出動する場合には、これまでと変わらず、神奈川県下の消防機関で取り決めた「神奈川県下消防相互応援協定」に基づき出動しますので、現在と大きな変化はありません。

Q3 119 番通報を受信する管轄区域が広がるが、それぞれの市からの 119 番通報に対応できるのか？

A3 高機能な共同消防指令センターを整備しますので、固定電話、IP 電話及び※携帯電話のいずれかの通報であっても、119 番と同時に通報場所をほぼ特定することができます。

また、共同消防指令センターには、365 日 24 時間、秦野市及び伊勢原市の消防職員が勤務しますので、それぞれの市からの 119 番通報に対して確実な対応ができます。

※ 携帯電話やスマートフォンからの通報については、端末の機能や通報場所の環境によって誤差が生じる場合があります。

Q4 個人情報の管理は大丈夫か？

A4 指令室では、個人情報や災害情報を取り扱うため、現在も十分な配慮を行っていますが、共同消防指令センターでは、秦野市及び伊勢原市それぞれの個人情報等が集約され取り扱うことになるので、さらに配慮が必要となります。

先行事例では、共同消防指令センターを電子ロック等で入退出管理を行い、協議会職員（共同消防指令センター職員）のみの入室に制限するなどの厳重な管理が行われており、秦野市及び伊勢原市による共同運用についても同様の計画をしています。

Q5 共同運用により、119番が掛かりにくくはないのか？

A5 119番通報の回線数については、119番着信件数や119番を受信する指令台の台数及び指令員数等に基づいて設定しています。

共同運用後は、秦野市及び伊勢原市の合計着信件数を想定して回線数の設定を行う計画ですので、掛かりにくくなることはありません。

Q6 派遣される職員の給与等はどうなるのか？

A6 管理執行の協議会であるため、派遣職員の身分は派遣元自治体の身分と協議会の身分を持ち（併任）、給与等に関しては派遣元自治体の規則等によることとなります。

(令和2年4月15日 調整部会)

令和2年5月(臨時部長会議) 開発指導課

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m ²)	計画概要
1	(事業名)	緑町905番3の一部	(事業主名)	第一種中高層住居専用地域	1652.89	介護施設(グループホーム18戸、デイサービス9戸)1棟の建設

(注) 区域面積1,000m²以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び集合住宅等で10戸以上の環境創出行為を掲載。

